

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成23年度
計画主体	静岡県伊豆の国市

伊豆の国市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名: 伊豆の国市 環境・農政部 農業振興課
所在地: 〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1
電話番号: 055-949-6813 直通
FAX番号: 055-949-1779 代表
E-mail: nousin@city.izunokuni.shizuoka.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス
計画期間	平成 23 年 4 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日
対象地域	伊豆の国市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成 22 年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	金額（千円）	面積等（a）
イノシシ	稲	200	35
	豆類	7	2
	雑穀	975	50
	果樹	1,000	421
	野菜	512	36
	いも類	614	223
	その他	48	15
	小計	3,356	782
ニホンジカ	稲	77	20
	果樹	360	3,700
	野菜	121	150
	小計	558	3,870
ハクビシン	雑穀	1,200	68
	野菜	325	240
	小計	1,525	308
カラス	稲	66	30
	豆類	12	10
	雑穀	500	50
	果樹	150	70
	小計	728	160

※「平成 22 年度野生鳥獣による農産物の被害状況報告」より

(2) 被害の傾向

① イノシシ

2月から5月にかけてタケノコ、6月ジャガイモ、7月スイカ・トウモロコシ、8月から10月にかけて稲、いも類、果樹と、年間を通じて市内全域の中山間部で被害が深刻化している。

被害は農作物だけでなく、山の傾斜地を崩してしまうため土砂災害への危険も心配される。

また、中山間部に位置する住宅地では、裏庭まで出没し人的被害への不安も懸念される。

イノシシの生息状況の調査は実施されていないが、足跡及び掘り起こし等の痕跡から、市内全域の中山間部に生息していると推測される。

② ニホンジカ

主に稲、果樹及び野菜への被害が拡大している。この他にニホンジカによる特徴的な被害として、柑橘類等の剥皮被害がある。

また、最近では、クヌギ・コナラ等の萌芽食害やいも類の被害発生 の報告がある。

生息状況については、静岡県が策定した特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ（伊豆地域個体群））（第2期）による伊豆地域の生息密度調査の結果、増加傾向にあると考えられ、市内における生息範囲も拡大している。

特に中山間部だけではなく、近年、狩野川河川敷に生息しているニホンジカの群れが複数確

認されている。

③ ハクビシン

ハクビシンの行動範囲は広範囲にわたるため、最近では、7月から8月スイカ・トウモロコシ、8月から10月にかけていも類、その他椎茸や落花生、ハウス栽培の苺、ブドウなど多くの農林産物への被害も見受けられるようになり、被害は市内全域において発生している。

また、住宅に侵入し天井裏に住み着くなど、生活環境に与える被害も多い。

④ カラス

7月から8月のスイカ・トウモロコシへの被害が深刻である。

また、農作物以外に、牛やダチョウを襲う被害も報告され、年間を通じ発生しており、被害は中山間部を中心に市内全体に及んでいる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (平成 22 年度)		目標値 (平成 25 年度)	
	千円	羽	千円	羽
イノシシ	3,356	782a	2,349	547a
ニホンジカ	558	3,870a	390	2,709a
ハクビシン	1,525	308a	1,067	215a
カラス	728	160a	509	112a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題																				
捕獲等に関する取組	<p>地元の田方猟友会葦山、大仁及び長岡分会への委託による有害鳥獣捕獲事業の実施</p> <p>捕獲数 (頭、羽)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イノシシ</td> <td>69</td> <td>35</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>ニホンジカ</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>ハクビシン</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>80</td> <td>117</td> <td>125</td> </tr> </tbody> </table>	年度	H20	H21	H22	イノシシ	69	35	60	ニホンジカ	6	12	4	ハクビシン	0	1	0	カラス	80	117	125	地元猟友会の高齢化、後継者不足
年度	H20	H21	H22																			
イノシシ	69	35	60																			
ニホンジカ	6	12	4																			
ハクビシン	0	1	0																			
カラス	80	117	125																			
防護柵の設置等に関する取組	<p>19年度から開始した、農林業者への被害防止対策補助金助成 (1/2 助成)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>千円 (補助額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H20</td> <td>993</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>1,582</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>1,458</td> </tr> </tbody> </table>		千円 (補助額)	H20	993	H21	1,582	H22	1,458	個人の取り組みに対する補助であるため、対策を実施しなかった田畑に被害が拡大してしまい、今後は集落単位での防護柵の設置を検討していく必要有												
	千円 (補助額)																					
H20	993																					
H21	1,582																					
H22	1,458																					

(5) 今後の取組方針

被害防止対策は個体数調整・生息環境管理・被害の防除を合わせて行うことにより、一層の対策効果が図られる。

個体数調整については、猟銃による捕獲に加え、猟銃が使えない住宅付近で継続的に被害が発生している箇所には、はこわな等を設置し、捕獲率を高める。

生息環境管理については、長期的な取組として里地里山の整備、緩衝帯の設置や森林の整備保全を図ることを推進する。

被害防除については、農業従事者の防護に対する意識は、かなり高くなっている。今後は防護柵の効果的な設置や適切な管理について、集落単位で被害対策のための勉強会を継続開催し、鳥獣被害に強い集落環境の改善 (未収穫果実や収穫残さの除去、放任果樹園や耕作放棄地の解消、追払い運動等) を進めるよう支援する。

また、個別単位の防護柵の設置にあわせ、団地化が可能な地区や地域においては、集落全体での

対策を推進する体制整備を支援する。

以上の対策を講じ、平成 25 年度の被害軽減目標値を平成 22 年度の 30%減の 4,315 千円、3,583a にする。

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、主な捕獲は市内の田方猟友会韮山分会、大仁分会及び長岡分会の旧町ごとの 3 猟友会が行う有害鳥獣捕獲にて実施している。

捕獲の担い手である狩猟登録者が年々減少し高齢化していることから、今後は猟銃のみに捕獲を頼るのではなく、被害を受ける農林業者自らが狩猟免許を取得して捕獲を推進していく必要があるため、わな猟免許の取得やわなを購入するための助成制度を整備し、わな猟免許所有者の確保に努める。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
23 年度	イノシシ・ニホンジカ・ ハクビシン・カラス	<ul style="list-style-type: none">・ 農業者等によるわな猟資格者数の確保に取り組む。・ 農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費一部を補助する。・ わな猟資格者に対し、わな猟の技術講習会を開催し、技術の向上を図る。・ カラスの捕獲について、大型捕獲器の設置を行い、効率的な捕獲に取り組む。
24 年度	イノシシ・ニホンジカ・ ハクビシン・カラス	<ul style="list-style-type: none">・ 農業者等によるわな猟資格者数の確保に取り組む。・ 農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費一部を補助する。・ わな猟資格者に対し、わな猟の技術講習会を開催し、技術の向上を図る。・ カラスの捕獲について、大型捕獲器の設置を行い、効率的な捕獲に取り組む。
25 年度	イノシシ・ニホンジカ・ ハクビシン・カラス	<ul style="list-style-type: none">・ 農業者等によるわな猟資格者数の確保に取り組む。・ 農業者等が狩猟免許の試験を受ける際、経費一部を補助する。・ わな猟資格者に対し、わな猟の技術講習会を開催し、技術の向上を図る。・ カラスの捕獲について、大型捕獲器の設置を行い、効率的な捕獲に取り組む。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

有害鳥獣捕獲による過去 3 年間の平均捕獲数はイノシシ約 60 頭・シカ約 10 頭・カラス約 100 羽である。猟友会員の減少や高齢化が進み、捕獲率も年々低下することが懸念されており、市内 3 猟友会の協力による一斉捕獲を行う等、効率のよい捕獲作業を行う。また、はこわなの購入設置により、捕獲頭数を増やしていく。

イノシシについては、農家の被害対策意識も高まり、守れる田畑が増える一方で、被害対策を実施しない農地への被害は深刻化している。また山の傾斜地を崩してしまい土砂災害の危険が懸念される箇所が増えていることから 80 頭の捕獲を目標とする。

ニホンジカについては、特定鳥獣保護管理計画において、伊豆の国市を含む伊豆北ユニットの捕獲計画が年間 62 頭である。また近年目撃情報・被害情報から市内における被害範囲は拡大しているため有害鳥獣捕獲では 50 頭の捕獲を目標とする。なお、ニホンジカの被害及び個体数が増加傾向にあることを勘案し、被害状況等の確認を行いながら、捕獲数の増加を考える。

ハクビシンについては、小動物であることから、わなによる捕獲を中心に実施し、20 頭の捕獲を目標とする。

カラスについては、ここ2年間の有害鳥獣捕獲許可申請数及び捕獲数から、150羽の捕獲を目標とする。

対象鳥獣	捕獲数等			捕獲計画数等		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ	69頭	35頭	60頭	80頭	80頭	80頭
ニホンジカ	6頭	12頭	4頭	50頭	50頭	50頭
ハクビシン	0頭	1頭	0頭	20頭	20頭	20頭
カラス	80羽	117羽	125羽	150羽	150羽	150羽

捕獲等の取組内容

- ・捕獲手段は銃器・わな。捕獲時期は狩猟を含み通年。捕獲箇所は市内一円。
 - ・鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域においても必要に応じ捕獲を実施する。
- なお、有害捕獲実施にあつては、広報・ホームページ等による周知を行い、実施について市民の理解を求める。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊豆の国市	すでに市に移譲されている。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	電気柵 4,000m ネット 500m	電気柵 4,000m ネット 500m	防護柵 3,000m 電気柵 4,000m ネット 500m

※鳥獣被害防止対策事業（市単独）

※平成25年度の防護柵等（国・県の補助金等活用）

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成23年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していきけるような体制の整備を行う。 また、カラスは栄養価の高い生ゴミを食べ物にすることにより繁殖率が高まるので、無意識に生ゴミが放置されないよう地域レベルでの取組が必要となることから、地域住民への意識啓発を図るなどの対策も講じていく。

平成 24 年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していただけるような体制の整備を行う。 また、カラスは栄養価の高い生ゴミを食べ物にすることにより繁殖率が高まるので、無意識に生ゴミが放置されないよう地域レベルでの取組が必要となることから、地域住民への意識啓発を図るなどの対策も講じていく。
平成 25 年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	被害防止の知識普及や広報活動の一環として集落診断を実施する。この診断結果に基づき、放置された農作物の除去、潜み場や餌場となる藪の刈り払等里山整備や集落一体での追払い活動を地元独自に実施していただけるような体制の整備を行う。 また、カラスは栄養価の高い生ゴミを食べ物にすることにより繁殖率が高まるので、無意識に生ゴミが放置されないよう地域レベルでの取組が必要となることから、地域住民への意識啓発を図るなどの対策も講じていく。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
伊豆の国市役所農業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
田方猟友会(韭山・大仁・長岡分会)	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲を行う。
伊豆の国農業協同組合	対象地域を巡回し、営農(技術)指導・情報提供を行う。
JA 伊豆の国西瓜組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
伊豆の国市代表部農会長	有害鳥獣関連情報の提供を行う。
静岡県鳥獣保護員	有害鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護に関する業務を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	アドバイザーとして、有害鳥獣被害防止技術の情報提供を行う。
静岡県農林技術研究所	アドバイザーとして、有害鳥獣被害防止技術の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 25 年度以降の設置に向けて検討していく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害防止対策に関し、隣接する他地域・他市町の被害対策連絡会等と連携し、共同で講演会、情報交換会、勉強会等を開催し伊豆地域全体での鳥獣被害対策に努める。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は速やかに埋設処理する。また、伊豆の国市内で捕獲した獣肉について、隣接する伊豆市が建設したシカ肉加工処理施設において、処理の可能性を協議していく。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>農業者を対象にした鳥獣被害防止の講演会の開催や専門家を招いた現地指導等の継続を図り、鳥獣被害対策の啓発及び継続的な指導を行う。</p> <p>イベント等を利用して、防止対策の専門事業者による対策用具の展示や、使用方法や効果のアドバイスなどを積極的に行い、農業者の被害対策意識を高める。</p>
